

経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成26年経済産業省令第1号）
第7条第1項の規定による証明に関する申請書

令和〇年〇〇月〇〇日

清瀬市長 殿

住 所 清瀬市中里〇-〇〇〇

電話番号 000-0000-0000

氏 名 清瀬 太郎

（※法人の場合は代表者名）

産業競争力強化法第128条第2項に規定する認定創業支援等事業計画に記載された同法第2条第33項に規定する特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明を受けたいので、下記のとおり申請します。

1 支援を受けた認定特定創業支援等事業の内容及び期間

区分	支援機関	内容	講座名・事業名	期間
経営	多摩信用金庫	☐ 創業塾 ☐ セミナー ☒ 個別相談 ☐ その他	個別相談事業	令和〇年 〇月 〇日から 令和〇年 〇月 〇日
財務	多摩信用金庫	☒ 創業塾 ☐ セミナー ☐ 個別相談 ☐ その他	〇〇創業塾	令和〇年 〇月 〇日から 令和〇年 〇月 〇日
人材 育成	多摩信用金庫	☐ 創業塾 ☒ セミナー ☐ 個別相談 ☐ その他	〇〇セミナー	令和〇年 〇月 〇日から 令和〇年 〇月 〇日
販路 開拓	多摩信用金庫	☐ 創業塾 ☐ セミナー ☒ 個別相談 ☐ その他	個別相談事業	令和〇年 〇月 〇日から 令和〇年 〇月 〇日

2 設立しようとする会社の商号（屋号）、本店所在地

・商号（屋号） 株式会社 清瀬商事

・本店所在地 清瀬市中里〇-〇〇〇

3 設立しようとする会社の資本金 100万円（会社の場合）

4 事業の業種、内容

飲食業（清瀬市産の野菜を使用したレストラン）

5 事業の開始時期 令和〇年〇〇月〇〇日

証明番号 第 証明日 令和 申請者が上記の認	市使用欄のため、ご記入不要です。
清瀬市長 澁谷 桂司	

有効期限 令和〇年〇〇月〇〇日まで

（注）会社の設立登記に係る登録免許税の軽減措置の適用を受けるためには、会社法上の発起人かつ会社の代表者となり会社を設立しようとする個人が証明を受ける必要があります。